

錦江町監査公表1号

地方自治法第199条第7項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年2月3日

錦江町監査委員 中村 貢
同 浪瀬 亮祐

補助団体等に関する監査結果報告書

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の実施期間 令和4年1月18日（火）の1日間

3 監査の実施場所 本庁3階監査委員室

4 監査を行なった委員 中村 貢、浪瀬 亮祐

5 監査対象団体名（事業名）及び所管課

事前審査

- (1) 町シルバー人材センター運営費補助金（介護福祉課）
- (2) 町さつまいも振興会運営補助事業（産業振興課）
- (3) 町たばこ耕作振興会運営補助事業（産業振興課）
- (4) 空き家解体促進補助金（政策企画課）
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策活性化補助金（教育課）
- (6) 集会施設等整備補助事業（総務課）

6 監査の着眼点

(1) 補助金等を交付する所管課

- ア. 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財産援助の決定は目的に沿ったものであり、また公益上の必要性は十分か。
- イ. 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ. 補助金等交付団体への指導監査は適切に行われているか。
- カ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体等

- ア. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書と符合するか。
- イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ. 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。

(3) 支援事業を実施する所管課

- ア. 事業は、計画及び予算に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- イ. 事業効果として、今後の展開や改善が伺える結果となっているか。
- ウ. 今年度（事業実施の翌年度）、その効果がどのように表れているか。
- エ. 関係書類は整理されているか。

7 監査の実施内容

所管課においては補助金等の交付に係る関係書類を、財政援助団体においては、事業内容が分かる書類（総会資料、事業計画書、見積書など）及び収支決算書、通帳、領収書を、支援事業実施課においては、事業計画書及び実績書、事業効果説明資料をもとに、各課、団体等から事業概要、目的、補助金交付要綱の設置状況、事業実績、収支決算書等について説明を受け、交付申請書等の関係書類、出納簿、通帳、領収書等の確認を行ない、担当者及び関係者の意見を聴取した。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した各団体等については、一部の団体において不明瞭な会計処理が認められた。

各財政援助団体等について、次のとおり意見を付す。

(1) 町シルバー人材センター運営費補助金

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき適正に処理されていた。

組織の運営にあたっては、会員の減少や高齢化、燃料費や人件費の高騰などにより厳しい財政状況となっている。コスト削減の努力は鋭意されているものの、前記の理由により期末残高は年々減少し、限界に近付いている。

省力化のための大型機械の導入や、町補助金の増額を検討されているとのことだが、早期に実行し組織維持に努められたい。

(2) 町さつまいも振興会運営補助事業

当該振興会は、会則により会計年度を1月1日から12月31日までと定めており、事業計画についても同様の始期・終期にて立て、実施している。しかしながら実績報告は3月31日にされており、これは補助金交付規則13条第2項の規定に反するものである。ただし事務処理そのものについては違算なく行われており、次年度以降、改善するよう指摘するものである。

(3) 町たばこ耕作振興会運営補助事業

研修費積立として内部の取り決めのみで留保している予算があり、そのため翌年度繰越金額と通帳の残高に齟齬が生じている。

これにより、実績報告書だけでは繰越金が補助額を上回っていることが見えない状態となっていて、その他に提出された資料から判断するに、数年間はこの状態が続いているものと思われる。

つまりは、当該団体が単年度あたりの活動に必要とする予算額以上に、補助金が交付されていたと言わざるを得ない。

コロナ禍での活動自粛により、自主的に補助金を返納する団体も多数あることを考えると、状況の改善を図るべきであり、指摘事項とするものである。

(4) 空き家解体促進補助金

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘改善する点はなかった。

当該補助金は令和7年度に、時限的にその役目を終えることになるのだろうが、今後もさらに空き家は増えていくものと思われるので、家主あるいは相続人が健在なうちに対応ができ、そして子や孫の世代に課題を残さないためにも、その後の対応に向けた検討を行っていただきたい。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策活性化補助金

(きんこうスポーツクラブ設立準備委員会)

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき適正に処理されていた。

しかしながら組織体制の確立（準備委員会からの脱却）については進捗が見られず、まずは組織化が優先されるべきであるが、当該補助金を活用して実施した活動内容は実践的なものとなっており、本末転倒な状況である。

活動内容そのものに意義はあるので、対外的に事業効果の信ぴょう性を高めるためにも、まずは組織化に尽力されたい。

(6) 集会施設等整備補助事業

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きにおいて交付要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘する点はなかった。

事業申請に至るまでの、自治会との打ち合わせも綿密に行っていることが分かった。今後も継続され、平等な配慮のもと各自治会が円滑に事業に取り組めるよう尽力されたい。

9 結び

団体運営補助金について、その団体の収支決算については、団体が設置した監事等がその監査を行っているが、補助金を交付する側もその実績報告に係る審査の過程において、通帳の確認も行っていただきたい。

町シルバー人材センター運営、空き家解体促進補助金のように、組織維持の難や事業の終期といった課題が間近に見えているものは、ぜひ早いタイミングで対策に取り掛かっていただきたい。

現在約200程度の補助事業があるが、それぞれ課題の再確認をしていただき、対応の時期を見誤らないよう注意していただきたい。